

●公認心理師の義務

義務内容	罰則 (懲役, 罰金)	行政処分 (登録取消, 名称使用停止)
<p>信用失墜行為の禁止</p> <p>「公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。」</p>	×	○ 「文部科学大臣及び厚生労働大臣は、…登録を取消し、又は期間を定めて公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止を命じることができる。」
<p>秘密保持義務</p> <p>「公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。」</p>	○ 「一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」	○ (内容は同上)
<p>関係者との連携義務</p> <p>「公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。」</p>	×	×
<p>主治医の指示を受ける義務</p> <p>「公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。」 (cf.精神保健福祉士は、「指示」ではなく「指導」)</p>	×	○ (内容は同上)
<p>資質向上の責務</p> <p>「公認心理師は、国民の心の健康を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、…知識及び技能の向上に努めなければならない。」</p>	×	×
<p>名称の使用制限</p> <p>「公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならない。」「前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という文字を用いてはならない。」</p>	○ 「三十万円以下の罰金」	×